

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年10月12日(木) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席 欠席

農業委員

1番 今井 清弘 出席 欠席

2番 福本 卓雄 出席 欠席

3番 重森 陽 出席 欠席

4番 永田 洋一 出席 欠席

5番 川脇 幸子 出席 欠席

農地利用最適化推進委員

6番 西本 浩二 出席 欠席

7番 山城 啓一 出席 欠席

8番 岡野 保雄 出席 欠席

9番 塩田 博史 出席 欠席

10番 山本 泰弘 出席 欠席

11番 驒重 寛和 出席 欠席

12番 木下 嗣生 出席 欠席

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席 欠席

書記 谷 光 郎 出席 欠席

書記 西上 あきら 出席 欠席

4 議事日程

議案第1号 農地の権利移動の許可取消について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 小 水 竜 一

署名委員 川 脇 幸 子

議長 ただ今から、令和5年第10回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に小坂委員と川脇委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地の権利移動の許可取消について』

『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

『報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について』

を議題といたします。

はじめに、議案第1号1番についてですが、こちらは、議案第2号1番の案件と関連するものです。ここで^{はかり}お諮りします。田布施町農業委員会総会会議規則第9条に基づき、関連案件と考えられる議案第1号1番及び議案第2号1番を一括して議題としてもよろしいでしょうか。(全員同意)

それでは議案第1号1番及び議案第2号1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より南800mに位置する第二種農地です。位置は許可取消-1と3条-1で示しています。

許可取消-1については、令和5年4月17日に3条の許可が下りています。当時、譲受人は3条許可で当該地を取得すると同時に、隣の住宅も併せて購入することを予定しておりましたが、その後金融機関の融資が受けられなくなり、資金の都合がつかず、住宅及び農地の取得の契約が破談になったため、この度許可取消の申請がありました。

3条-1については、先述しました許可取消の申請が出た同農地を、別の方が住宅と併せて購入したいという話が上がったため、申請されたとのこと。新たな譲受人は現在町外在住ですが、当該地取得後は、農地と併せて購入予定の住宅で、年間の内のおよそ半分をこちらで過ごしながらかつ作を行うとのこと。住宅については、申請書と併せて住宅の売買契約書の写しの提出があったことを確認しております。管理機、発動機、防除機等の営農に必要な機械については、譲渡人より、同時に譲り受けるとのことで、利用計画については、季節野菜の栽培ということで申請されています。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 確認しましたが、問題ありません。

重森委員 特に問題はありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番及び議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番及び議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5をご覧ください。申請地は、役場より南西4.2kmに位置する第二種農地です。位置は3条-2で示しています。取得目的は経営の継続で、利用計画については、果樹栽培、主にいちじくの栽培を行うとのこと。譲受人は、10年程前に本町へ移住、その後譲渡人と借地契約を結び、農業研修という形で営農活動を行っていましたが、今回当該地を取得し、より本格的に営農活動に力を入れたいとのことでしたので、申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

木下委員 少し複雑なんですけど図面で見ると、●●さんという家の周辺となっております。●●さんは十数年前に亡くなっており、この土地がまだ山林とか水田がついておるんですけれども、全部一括して不動産屋に預けられてそこから売り出しになりました。で、これを■■さんが、全部を取得して自分の SNS であげて、中郷に移住してくる方はありませんかとういうのを募集したらですね、▲▲さん一家がそれを見て、10年前に移住してこられたんです。10年間で家賃も耕作費も全部含めて払うて、これを取得するという約束でした。その10年目が今年です。

今井委員 これはイチジク栽培ができるかなと思いながら見たんですけれども、問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号6をご覧ください。申請地は、役場より北東2.3kmに位置する第二種農地です。位置は3条-3で示しています。取得目的は経営の継続で、利用計画については、水稻栽培です。譲受人は、以前より譲渡人である譲受人の弟が所有する当該地を耕作しており、この度当該地を取得し、営農活動に力を入れたいとのことで、申請がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら

お願いします。

山本委員 ここは三枚ほどが田布施町の土地で、あと周りが柳井市です。昔、土地改良総合整備事業で区画を整形されてるところで、周辺も全部水稻も栽培されておりますので、継続して水稻栽培することについて、何ら問題はありません。

永田委員 現地に行きますと、稲刈りのあともあり、そのまま引き続き農業をやられるということで、何も問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号3番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号8と9を併せてご覧下さい。申請地は、役場より南西700mに位置する第二種農地です。位置は5条-1で示しています。

転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。また、申請地までは公道がなく、進入路として申請者所有の私道及び宅地の一部を通るとのことで、その土地については、申請者より通行同意書の提出があったことを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 これは、太陽光発電ですから問題ありません。

重森委員 この周りももう太陽光発電になっておりますので、問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第3号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号10と11を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南西1.5kmに位置する第二種農地です。位置は5条-2で示しています。

転用目的については、現場仮設事務所及び資材置場で、一時転用です。許可後、令和6年4月30日までに原状回復する旨の誓約書も書面にて確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、圃場整備の資材置き場ということで、圃場整備が済んだ時点でまた原状回復をするということですので問題はありません。

南委員 西田布施友石のこの圃場整備の第二期工事が済んでる所をですね、今年稲作をしました。その後に今から暗渠排水、フォアスを作るんですが、そのための資材を置かせてくださいということの依頼がありました。圃場整備に関連することで、私も認めたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了し

ます。次に、議案第3号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第3号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号12、13に記載しておりますが詳しくは13に記載しておりますので13をご覧ください。今回は新規3筆、2,141㎡、継続1筆、1,771㎡となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通り。申請によれば農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で告示及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月1日から権利が有効になります。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし)特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第4号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり決定致しました。

次に「報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について」1番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号14をご覧ください。説明の前に一点修正なんですけれども議案の方に付けている図面と公図の図面の位置が若干ずれているとのことで、ご指摘をいただきました。公図に載っている方が正しい位置となりますので公図がお手元には申し訳ありませんが、議案の図面より若干国道寄りに申請地がございますので先に訂正させていただきます。申請地は、役場よ

り南東3kmに位置する第三種農地です。位置は畑造-1で示しています。
利用計画については、果樹栽培ということで申請されています。以上です。

議長 それでは、ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 これは国道188号線のそばで別に問題はありません。

重森委員 畑地造成に関しては前に〇〇さんという方が出されていたものの続きを埋めるということです。特に問題はありません。

議長 これより、質疑等を行います。質疑等はありませんか。特になければこれは受理・承認とします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了)本日の日程は全て終了しました。令和5年第10回田布施町農業委員会総会を閉会します。